

伊賀市告示第 106 号

道路の供用開始に関する告示

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
二級 11234	大野木大内線	伊賀市大内字北堀池無番地先 伊賀市大内字北堀池 2529 番 2 地先	令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 107 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 2 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援事業者として次の事業を行う者であることの確認をしたので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 53 条の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 確認をした年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2 確認を行った特定乳児等通園支援事業者等

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類
伊賀市	伊賀市立壬生野保育園	伊賀市川東 2652 番地	乳児等通園支援事業

伊賀市告示第 108 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社ソラスト
東京都港区港南 2 - 15 - 3 品川インターシティ C 棟 12 階
- 2 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年伊賀市条例第 15 号）第 7
条に規定する使用料及び手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 2 月 27 日

伊賀市告示第 109 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

住所又は事務所の所在地	名称
三重県津市岩田 21 番 27 号 百五銀行岩田本店棟 6 階	株式会社百五デジタルソリューションズ
東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号 日本橋日銀通りビル 5 階	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 地の 1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー	株式会社ローソン
東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 日比谷ダイビル13階	ビリングシステム株式会社
北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4	ウエルネット株式会社
東京都千代田区大手町1丁目5番5号	株式会社みずほ銀行
東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー	株式会社NTTドコモ
東京都港区高輪2丁目21番1号 THE LINKPILLA NORTH	KDDI株式会社

2 指定公金事務取扱者に委任した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）第3条に規定する市税及び伊賀市国民健康保険条例（平成16年伊賀市条例第162号）第9条に規定する国民健康保険税に係る徴収金

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

伊賀市告示第 110 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類
伊賀市市税条例（平成 16 年伊賀市条例第 109 号）第 3 条に規定する市税及び伊賀市国民健康保険条例（平成 16 年伊賀市条例第 162 号）第 9 条に規定する国民健康保険税に係る徴収金
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 111 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
- 2 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 113 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市道路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
その他 6427	きじが台18号線	伊賀市上神戸字大間4485番111地先 伊賀市上神戸字大間4485番22地先	
その他 6428	きじが台19号線	伊賀市上神戸字大間4485番111地先 伊賀市上神戸字大間4485番283地先	
その他 6429	きじが台20号線	伊賀市上神戸字大間4485番40地先 伊賀市上神戸字大間4485番22地先	
その他 6430	きじが台21号線	伊賀市上神戸字大間4520番71地先 伊賀市上神戸字大間4520番37地先	
その他 13845	下町線	伊賀市佐那具下町568番地先 伊賀市佐那具下町664番1地先	

伊賀市告示第 114 号

道路の区域決定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
その他 6427	きじが台 18 号線	伊賀市上神戸字大間 4485 番 111 地先 伊賀市上神戸字大間 4485 番 22 地先	4.6~4.8	303.1
その他 6428	きじが台 19 号線	伊賀市上神戸字大間 4485 番 111 地先 伊賀市上神戸字大間 4485 番 283 地先	5.7~5.9	98.2
その他 6429	きじが台 20 号線	伊賀市上神戸字大間 4485 番 40 地先 伊賀市上神戸字大間 4485 番 22 地先	4.8~4.8	106.5
その他 6430	きじが台 21 号線	伊賀市上神戸字大間 4520 番 71 地先 伊賀市上神戸字大間 4520 番 37 地先	4.7~4.9	174.9
その他 13845	下町線	伊賀市佐那具下町 568 番地先 伊賀市佐那具下町 664 番 1 地先	2.5~9.3	167.2

伊賀市告示第 115 号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更したので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
2 級 11212	旧	東條羽根線	起点 伊賀市西条字上桑名瀬 190 番 1 地先 終点 伊賀市西条字川久保 1148 番 2 地先	5.8~7.6	2.5
	新	東條羽根線	起点 伊賀市西条字上桑名瀬 190 番 1 地先 終点 伊賀市西条字川久保 1148 番 2 地先	25.6~27.3	2.5

伊賀市告示第 116 号

道路の供用開始に関する告示

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設政策課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 6427	きじが台 18 号線	起点 伊賀市上神戸字大間 4485 番 111 地先 終点 伊賀市上神戸字大間 4485 番 22 地先	令和 8 年 4 月 1 日
その他 6428	きじが台 19 号線	起点 伊賀市上神戸字大間 4485 番 111 地先 終点 伊賀市上神戸字大間 4485 番 283 地先	令和 8 年 4 月 1 日
その他 6429	きじが台 20 号線	起点 伊賀市上神戸字大間 4485 番 40 地先 終点 伊賀市上神戸字大間 4485 番 22 地先	令和 8 年 4 月 1 日
その他 6430	きじが台 21 号線	起点 伊賀市上神戸字大間 4520 番 71 地先 終点 伊賀市上神戸字大間 4520 番 37 地先	令和 8 年 4 月 1 日
その他 13845	下町線	起点 伊賀市佐那具下町 568 番地先 終点 伊賀市佐那具下町 664 番 1 地先	令和 8 年 4 月 1 日
2 級 11212	東條羽根線	起点 伊賀市西条字上桑名瀬 190 番 1 地先 終点 伊賀市西条字川久保 1148 番 2 地先	令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 117 号

令和 8 年度における伊賀産材ブランド化事業補助金交付要綱（令和 3 年伊賀市告示第 57 号）第 6 条の別に定める補助対象伊賀産材の取扱材積 1 m³当たりの単価を下記のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

補助対象伊賀産材の取扱材積 1 m³当たりの単価 500 円

伊賀市告示第 118 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
有限会社新堂駅管理商会
伊賀市新堂 318 番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営新堂駅駐
車場の駐車料金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 2 月 25 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 119 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
西日本鉄道OB会柘植支部
伊賀市柘植町 2700 番地の 2
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営柘植駅駐
車場の駐車料金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 2 月 25 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 120 号

令和 8 年度における未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付要綱(平成 28 年伊賀市告示第 177 号) 第 6 条の別に定める未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの単価を下記のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの単価 3,500 円

伊賀市告示第 121 号

伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障がい者福祉を担う人材を確保し、及び育成するとともに、障害福祉サービスを提供する体制の充実を図ることを目的として交付する伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金（以下「支援金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる事業)

第 2 条 支援金の交付の対象となる事業は、市内に所在する障害福祉サービス事業所等（以下「対象事業所等」という。）が行う次の各号のいずれかの事業とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業
- (2) 障害者総合支援法第 5 条第 19 項に規定する相談支援のうち、計画相談支援を行う事業
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業
- (4) 児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する市長村長が指定する指定障害児相談支援事業
- (5) 伊賀市ガイドヘルプ（移動支援）事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 184 号）第 3 条に規定する事業
- (6) 伊賀市障がい者日中一時支援事業実施要綱（平成 21 年伊賀市告示第 64 号）第 3 条に規定する事業

- (7) 伊賀市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱(平成21年伊賀市告示第66号)
第3条に規定する事業
(交付の対象となる者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年4月1日以降に対象事業所等に新たに就労する者
- (2) 対象事業所等に新たに就労を開始した日から起算して6月以上継続して当該対象事業所等に勤務する見込みのある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 既に支援金の交付を受けた者
- (2) 伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付要綱(令和7年伊賀市告示第120号)に定める伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金の交付を受けた者
- (3) 対象事業所等の経営又は運営をする法人(地方公共団体を含む。)の内部における異動により当該法人が経営又は運営する対象事業所等に新たに就労する者
- (4) 対象事業所等又は市内に所在する介護保険サービス事業所等に就労したことがある者(当該就労したことがあるこれらの事業所等を離職した日から起算して1年を経過していない者に限る。)
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付することが適当でないことを認めた者
(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 別表に定める資格を有する交付対象者が、対象事業所等に次のいずれかの条件で新たに就労した場合 5万円
 - ア 正職員(1週間の所定労働時間が同一の事務所、事業所等に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じ所定労働時間の労働者をいう。)
 - イ 1週間の所定労働時間が20時間以上である者であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の適用を受けるもの

- (2) 前号に掲げる場合であって、当該対象事業所等において引き続き6月以上勤務を継続した場合（次号に掲げる場合を除く。） 5万円
- (3) 第1号に掲げる場合であって、当該交付対象者のうち市外に住所を有する者が当該対象事業所等において引き続き6月以上勤務を継続し、かつ、当該対象事業所等の採用の決定のあった日から6月以内に市内に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）した場合 10万円
- (4) 伊賀市移動支援従業者養成研修事業者指定要綱（令和7年伊賀市告示第31号）に基づき指定した事業者が実施する移動支援従業者養成研修（以下「研修」という。）を修了した交付対象者が、ガイドヘルパーとして対象事業所等に新たに就労した場合 2万円

（支援金の交付の申請書の様式等）

第5条 支援金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業所等就労支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。この場合において、前条第2号及び第3号に掲げる場合の申請は、前条第1号に掲げる申請と併せて行うことができる。

- (1) 前条第1号に掲げる場合の申請 次に掲げる書類
 - ア 就業証明書（様式第2号）
 - イ 別表に定める資格を証明する書類等の写し
 - ウ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げる場合の申請 勤務状況報告書（様式第3号）
- (3) 前条第4号に掲げる場合の申請 次に掲げる書類
 - ア 就業証明書（様式第2号）
 - イ 研修の修了証明書の写し
 - ウ 支援金の振込先が分かる金融機関口座の通帳等の写し

（支援金の終期）

第6条 支援金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。ただし、終期の到来前に、支援金の効果及び継続の必要性を検証の上、支援金の額の見直し、支援金交付の継続又は支援金の廃止を決定するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士 介護支援専門員 看護師 准看護師 管理栄養士 栄養士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 調理師 保育士 養 護教諭 社会福祉主事任用資格

伊賀市告示第 122 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社伊賀交通
伊賀市西明寺 2807 番地の 1
- 2 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 22
号）第 4 条に規定する使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 2 月 25 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 2 月 25 日

伊賀市告示第 123 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
三重交通株式会社
三重県津市中央 1 番 1 号
- 2 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 22
号）第 4 条に規定する使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 26 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 124 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
比自岐コスモス号運行連絡協議会
伊賀市比自岐 529 番地
- 2 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 22
号）第 4 条に規定する使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 125 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
島ヶ原地域まちづくり協議会
伊賀市島ヶ原 4739 番地
- 2 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 22
号）第 4 条に規定する使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 16 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 3 月 16 日

伊賀市告示第126号

伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱（令和7年伊賀市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第5条中「利用料が発生し」を「1日も通所し」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 127 号

伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付要綱（令和 7 年伊賀市告示第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「令和 6 年度中」を「令和 7 年度中」に改める。

第 3 条中「令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日」に改める。

第 6 条の見出し中「交付決定通知等」を「交付の決定及び交付額の確定等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、規則第 5 条第 1 項の規定により交付の決定をするときは、併せて支援金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 6 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による支援金の交付の決定及び支援金の額の確定の通知は、規則第 7 条第 1 項及び第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、伊賀市障害福祉サービス事業者等安定運営支援金交付決定兼確定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（支援金の終期）

第 7 条 支援金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

費用区分	事業	基準単価
------	----	------

電気代	居宅介護	1,625 円/月/1事業所あたり
	重度訪問介護	1,625 円/月/1事業所あたり
	同行援護	1,625 円/月/1事業所あたり
	行動援護	1,625 円/月/1事業所あたり
	就労定着支援	1,625 円/月/1事業所あたり
	保育所等訪問支援	1,625 円/月/1事業所あたり
	地域移行支援	1,625 円/月/1事業所あたり
	地域定着支援	1,625 円/月/1事業所あたり
	計画相談支援	1,625 円/月/1事業所あたり
	障害児相談支援	1,625 円/月/1事業所あたり
	地域活動支援センター	270 円/月/定員1人あたり
	生活介護	135 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（機能訓練）	135 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（生活訓練）	135 円/月/定員1人あたり
	就労移行支援	135 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援A型	135 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援B型	135 円/月/定員1人あたり
	児童発達支援	135 円/月/定員1人あたり
	医療型児童発達支援	135 円/月/定員1人あたり
	放課後等デイサービス	135 円/月/定員1人あたり
	短期入所	225 円/月/定員1人あたり
	施設入所支援	225 円/月/定員1人あたり
	共同生活援助	225 円/月/定員1人あたり
宿泊型自立訓練	225 円/月/定員1人あたり	
ガス代	居宅介護	300 円/月/1事業所あたり
	重度訪問介護	300 円/月/1事業所あたり
	同行援護	300 円/月/1事業所あたり
	行動援護	300 円/月/1事業所あたり
	就労定着支援	300 円/月/1事業所あたり

	保育所等訪問支援	300 円/月/1 事業所あたり
	地域移行支援	300 円/月/1 事業所あたり
	地域定着支援	300 円/月/1 事業所あたり
	計画相談支援	300 円/月/1 事業所あたり
	障害児相談支援	300 円/月/1 事業所あたり
	地域活動支援センター	54 円/月/定員1人あたり
	生活介護	27 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（機能訓練）	27 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（生活訓練）	27 円/月/定員1人あたり
	就労移行支援	27 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援A型	27 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援B型	27 円/月/定員1人あたり
	児童発達支援	27 円/月/定員1人あたり
	医療型児童発達支援	27 円/月/定員1人あたり
	放課後等デイサービス	27 円/月/定員1人あたり
	短期入所	38.5 円/月/定員1人あたり
	施設入所支援	38.5 円/月/定員1人あたり
	共同生活援助	38.5 円/月/定員1人あたり
	宿泊型自立訓練	38.5 円/月/定員1人あたり
ガソリン代	居宅介護	165 円/月/車両1台あたり
	重度訪問介護	165 円/月/車両1台あたり
	同行援護	165 円/月/車両1台あたり
	行動援護	165 円/月/車両1台あたり
	就労定着支援	165 円/月/車両1台あたり
	保育所等訪問支援	165 円/月/車両1台あたり
	地域移行支援	165 円/月/車両1台あたり
	地域定着支援	165 円/月/車両1台あたり
	計画相談支援	165 円/月/車両1台あたり
	障害児相談支援	165 円/月/車両1台あたり

	地域活動支援センター	830 円/月/車両1台あたり
	生活介護	415 円/月/車両1台あたり
	自立訓練（機能訓練）	415 円/月/車両1台あたり
	自立訓練（生活訓練）	415 円/月/車両1台あたり
	就労移行支援	415 円/月/車両1台あたり
	就労継続支援A型	415 円/月/車両1台あたり
	就労継続支援B型	415 円/月/車両1台あたり
	児童発達支援	415 円/月/車両1台あたり
	医療型児童発達支援	415 円/月/車両1台あたり
	放課後等デイサービス	415 円/月/車両1台あたり
	短期入所	165 円/月/車両1台あたり
	施設入所支援	165 円/月/車両1台あたり
	共同生活援助	165 円/月/車両1台あたり
	宿泊型自立訓練	165 円/月/車両1台あたり
食材費	地域活動支援センター	1,930 円/月/定員1人あたり
	生活介護	965 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（機能訓練）	965 円/月/定員1人あたり
	自立訓練（生活訓練）	965 円/月/定員1人あたり
	就労移行支援	965 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援A型	965 円/月/定員1人あたり
	就労継続支援B型	965 円/月/定員1人あたり
	児童発達支援	965 円/月/定員1人あたり
	医療型児童発達支援	965 円/月/定員1人あたり
	放課後等デイサービス	965 円/月/定員1人あたり
	短期入所	2,895 円/月/定員1人あたり
	施設入所支援	2,895 円/月/定員1人あたり
	共同生活援助	2,895 円/月/定員1人あたり
	宿泊型自立訓練	2,895 円/月/定員1人あたり

別表備考第2項及び第4項中「令和7年1月1日」を「令和7年4月1日」に、「令和7

年1月2日」を「令和7年4月2日」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式第2号】

様式第5号中「交付決定通知書」を「交付決定兼確定通知書」に、「次のとおり交付を決定しました」を「交付することを決定し、下記のとおり交付額を確定しました」に、「第6条第1項」を「第6条第2項」に、「交付決定額」を「交付確定額」に改める。

様式第6号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 128 号

伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付要綱（令和 7 年伊賀市告示第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「令和 6 年度中」を「令和 7 年度中」に改める。

第 3 条中「令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日」に改める。

第 6 条の見出し中「交付決定通知等」を「交付の決定及び交付額の確定等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、規則第 5 条第 1 項の規定により交付の決定をするときは、併せて支援金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 6 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による支援金の交付の決定及び支援金の額の確定の通知は、規則第 7 条第 1 項及び第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、伊賀市介護保険サービス事業者等安定運営支援金交付決定兼確定通知書（様式第 5 号）により行うものとする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（支援金の終期）

第 7 条 支援金の交付は、特別の事情がない限り、令和 8 年度までとする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

費用区分	事業	基準単価
------	----	------

電気代	訪問介護事業所	1,625 円/月/1事業所あたり
	訪問入浴介護事業所	1,625 円/月/1事業所あたり
	訪問看護事業所	1,625 円/月/1事業所あたり
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所	1,625 円/月/1事業所あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	1,625 円/月/1事業所あたり
	居宅介護支援事業所	1,625 円/月/1事業所あたり
	福祉用具貸与事業所	1,625 円/月/1事業所あたり
	特定福祉用具販売事業所	1,625 円/月/1事業所あたり
	通所介護事業所	135 円/月/1事業所あたり
	地域密着型通所介護事業所	135 円/月/1事業所あたり
	認知症対応型通所介護事業 所	135 円/月/定員1人あたり
	通所リハビリテーション事 業所	135 円/月/定員1人あたり
	小規模多機能型居宅介護事 業所	135 円/月/定員1人あたり
	看護小規模多機能型居宅介 護事業所	135 円/月/定員1人あたり
	介護老人福祉施設	225 円/月/定員1人あたり
	地域密着型介護老人福祉施 設	225 円/月/定員1人あたり
	介護老人保健施設	225 円/月/定員1人あたり
	認知症対応型共同生活介護 事業所	225 円/月/定員1人あたり
	特定施設入居者生活介護事 業所（養護老人ホームを除 く。）	225 円/月/定員1人あたり
	短期入所生活介護事業所	225 円/月/定員1人あたり

	短期入所療養介護事業所	225 円/月/定員1人あたり
	養護老人ホーム	225 円/月/定員1人あたり
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	225 円/月/定員1人あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	450 円/月/定員1人あたり
ガス代	訪問介護事業所	300 円/月/1事業所あたり
	訪問入浴介護事業所	300 円/月/1事業所あたり
	訪問看護事業所	300 円/月/1事業所あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	300 円/月/1事業所あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	300 円/月/1事業所あたり
	居宅介護支援事業所	300 円/月/1事業所あたり
	福祉用具貸与事業所	300 円/月/1事業所あたり
	特定福祉用具販売事業所	300 円/月/1事業所あたり
	通所介護事業所	27 円/月/1事業所あたり
	地域密着型通所介護事業所	27 円/月/1事業所あたり
	認知症対応型通所介護事業所	27 円/月/定員1人あたり
	通所リハビリテーション事業所	27 円/月/定員1人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	27 円/月/定員1人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	27 円/月/定員1人あたり
	介護老人福祉施設	38.5 円/月/定員1人あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	38.5 円/月/定員1人あたり
介護老人保健施設	38.5 円/月/定員1人あたり	

	認知症対応型共同生活介護事業所	38.5 円/月/定員1人あたり
	特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホームを除く。）	38.5 円/月/定員1人あたり
	短期入所生活介護事業所	38.5 円/月/定員1人あたり
	短期入所療養介護事業所	38.5 円/月/定員1人あたり
	養護老人ホーム	38.5 円/月/定員1人あたり
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	38.5 円/月/定員1人あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	77 円/月/定員1人あたり
ガソリン代	訪問介護事業所	165 円/月/車両1台あたり
	訪問入浴介護事業所	165 円/月/車両1台あたり
	訪問看護事業所	165 円/月/車両1台あたり
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	165 円/月/車両1台あたり
	夜間対応型訪問介護事業所	165 円/月/車両1台あたり
	居宅介護支援事業所	165 円/月/車両1台あたり
	福祉用具貸与事業所	165 円/月/車両1台あたり
	特定福祉用具販売事業所	165 円/月/車両1台あたり
	通所介護事業所	415 円/月/車両1台あたり
	地域密着型通所介護事業所	415 円/月/車両1台あたり
	認知症対応型通所介護事業所	415 円/月/車両1台あたり
	通所リハビリテーション事業所	415 円/月/車両1台あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	415 円/月/車両1台あたり

	看護小規模多機能型居宅介護事業所	415 円/月/車両1台あたり
	介護老人福祉施設	165 円/月/車両1台あたり
	地域密着型介護老人福祉施設	165 円/月/車両1台あたり
	介護老人保健施設	165 円/月/車両1台あたり
	認知症対応型共同生活介護事業所	165 円/月/車両1台あたり
	特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホームを除く。）	165 円/月/車両1台あたり
	短期入所生活介護事業所	165 円/月/車両1台あたり
	短期入所療養介護事業所	165 円/月/車両1台あたり
	養護老人ホーム	165 円/月/車両1台あたり
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	165 円/月/車両1台あたり
	サービス付き高齢者向け住宅	330 円/月/車両1台あたり
食材費	通所介護事業所	965 円/月/定員1人あたり
	地域密着型通所介護事業所	965 円/月/定員1人あたり
	認知症対応型通所介護事業所	965 円/月/定員1人あたり
	通所リハビリテーション事業所	965 円/月/定員1人あたり
	小規模多機能型居宅介護事業所	965 円/月/定員1人あたり
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	965 円/月/定員1人あたり
	介護老人福祉施設	2,895 円/月/定員1人あたり

地域密着型介護老人福祉施設	2,895 円/月/定員1人あたり
介護老人保健施設	2,895 円/月/定員1人あたり
認知症対応型共同生活介護事業所	2,895 円/月/定員1人あたり
特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホームを除く。）	2,895 円/月/定員1人あたり
短期入所生活介護事業所	2,895 円/月/定員1人あたり
短期入所療養介護事業所	2,895 円/月/定員1人あたり
養護老人ホーム	2,895 円/月/定員1人あたり
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2,895 円/月/定員1人あたり
サービス付き高齢者向け住宅	5,790 円/月/定員1人あたり

別表備考第2項及び第4項中「令和7年1月1日」を「令和7年4月1日」に、「令和7年1月2日」を「令和7年4月2日」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式第2号】

様式第5号中「交付決定通知書」を「交付決定兼確定通知書」に、「次のとおり交付を決定しました」を「交付することを決定し、下記のとおり交付額を確定しました」に、「第6条第1項」を「第6条第2項」に、「交付決定額」を「交付確定額」に改める。

様式第6号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 129 号

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱（令和5年伊賀市告示第69号）の一部を次のように改正する。

別表中「320円」を「330円」に、「355円」を「365円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 130 号

伊賀市農業経営近代化資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市農業経営近代化資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業者等へ農業協同組合その他の機関（以下「融資機関」という。）が融資を行う農業経営近代化資金の融通を円滑にし、もって農業経営の近代化に資することを目的として交付する伊賀市農業経営近代化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に掲げるものをいう。
- (2) 融資機関 農業近代化資金融通法第 2 条第 2 項に掲げるものをいう。
- (3) 農業経営近代化資金 三重県農業経営近代化資金融通措置要綱（昭和 48 年 9 月 29 日農政第 1623 号）第 3 に定めるものをいう。
- (4) 融資平均残高 融資残高（延滞額を除く。）が同一の額である期間の日数（以下「計算日数」という。）に当該融資残高を乗じて得た数の総和を、計算日数の総和で除して得た額をいう。

(交付の対象となる者)

第 3 条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、融資機関とする。

(交付の対象となる資金の種類等)

第4条 利子補給金の交付の対象となる資金の種類、期間及び利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資金の種類 中核農業者育成資金

(2) 期間 融資の日から最終約定償還日までの期間（ただし、最長15年とする。）

(3) 利子補給率 0.5%以内

（利子補給金の額）

第5条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において、前条に規定する資金（以下「対象資金」という。）ごとに算出した融資平均残高にそれぞれの利子補給率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額以内の額とする。

（利子補給金の交付の申請書の様式等）

第6条 利子補給金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、農業経営近代化資金利子補給金交付申請書（様式第1号）に農業経営近代化資金利子補給金交付申請明細書（様式第2号）を添えて行うものとする。

（利子補給金の交付の決定及び交付額の確定等）

第7条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて利子補給金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による利子補給金の交付の決定及び利子補給金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、農業経営近代化資金利子補給金交付決定兼交付額確定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（利子補給金の請求）

第8条 前条第2項の規定による利子補給金の額の確定の通知を受けた交付対象者は、農業経営近代化資金利子補給金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）により利子補給金の請求を行うものとする。

（利子補給金の支払）

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに当該交付対象者に利子補給金を支払うものとする。ただし、調査のため特に日数を要するときは、この限りでない。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、対象資金の融資を受けたもの（以下「資金利用者」という。）が当該対象資金をその融資の目的以外の目的に使用したときは、当該資金利用者に融資を行った交付対象者に対する利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、交付対象者が規則及びこの要綱の規定に違反したときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の場合において、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に利子補給金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(利子補給金の終期)

第11条 市長は、利子補給金の効果及び継続の必要性を検証の上、利子補給金の交付の適正性を欠くと判断したときは、利子補給金の廃止を決定するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 131 号

産業農林部関係補助金等交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

産業農林部関係補助金等交付要綱を廃止する告示

産業農林部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 14 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 132 号

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 45 号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は、適用しない。）ただし、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り、引き続き対象者とする。

第3条第1項第3号中「1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに就業を開始する場合には、6月以上）」を「6月以上」に改める。

第5条第4項中「終了日」を「修了日」に改める。

第8条第3項第1号中「訓練促進給付金対象者」を「当該訓練促進給付対象者」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該訓練促進給付金対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該訓練促進給付金対象者の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する扶養親族のうち、控除対象扶養親族に該当しない 30 歳以上 70 歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（当該訓練促進給付金対象者の扶養親族でない児童で、当該訓練促進給付金対象者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親

族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）及び養育費に関する申告書（様式第3号）

ウ 当該訓練促進給付金対象者の前々年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年の額とする。）並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）及び養育費に関する申告書（様式第3号）

第8条第4項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「修了支援給付金対象者」を「当該修了支援給付金対象者」に改め、「できるもの」の次に「に限る。」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 当該修了支援給付金対象者に係る児童扶養手当証書の写し

イ 当該修了支援給付金対象者の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）

ウ 当該修了支援給付対象者の前々年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年の額とする。）並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））及び当該控除対象扶

養親族の前々年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）

第8条第4項第3号中「及びその児童の」を「の属する」に改め、「できるもの」の次に「に限る。」を加え、同項第5号中「修業している養成機関の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、修業者の訓練の修業を認定する」を「当該カリキュラムの」に改める。

第10条を次のように改める。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第10条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている訓練促進給付金対象者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告（高等職業訓練促進給付金出席状況報告書（様式第6号）により行うものとする。）を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることとする。

2 市長は、受給者に対し前項に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

第12条第2項ただし書を削る。

第13条及び第14条を削る。

第15条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第13条とする。

様式第1号中「申請します」の次に「。なお、この申請に基づく審査・支給決定に当たり、市が申請者の住民基本台帳及び課税台帳を閲覧することに同意します」を加え、

「

看護師 ・ 准看護師 ・ 保育士 ・ 介護福祉士 作業療法士 ・ 理学療法士 ・ 歯科衛生士 美容師 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 ・ 調理師 その他（)
--

を

」

「

看護師 ・ 准看護師 ・ 保育士 ・ 介護福祉士 作業療法士 ・ その他（)
--

に、

」

「
児童扶養手当
の受給の証明
」を「
※児童扶養手当
の受給の証明
」に、「伊賀市高等職業訓練促進給付金等

事業実施要綱第8条第3項又は第4項に規定する書類を添付してください」を「※欄は、記入の必要はありません」に改める。

様式第4号中

「
看護師 ・ 准看護師 ・ 保育士 ・ 介護福祉士
作業療法士 ・ 理学療法士 ・ 歯科衛生士
美容師 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 ・ 調理師
その他 ()
」を

「
看護師 ・ 准看護師 ・ 保育士 ・ 介護福祉士
作業療法士 ・ その他 ()
」に、「毎月10日まで

に「高等職業訓練促進給付金等に係る状況報告書」(様式第6号)及び「高等職業訓練促進給付金等請求書」(様式第11号)を提出すること。」を「四半期ごとに在籍証明書(1か月以内に発行されたもの)又は出席状況の確認ができる書類を提出すること。(提出月 7月・10月・1月・4月)」に改める。

様式第6号を次のように改める。

【様式第6号】

様式第11号及び様式第12号を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、改正後の伊賀市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

伊賀市告示第 156 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
公益社団法人伊賀市シルバー人材センター
伊賀市西明寺 2782 番地の 92
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営白鳳門駐
車場、市営上野公園駐車場、市営だんじり会館駐車場及び市営伊賀上野駅駐車場の駐
車料金
芭蕉翁記念館条例（平成 29 年伊賀市条例第 30 号）第 4 条に規定する入館料及び芭蕉
翁記念館に係る物品等受払代金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 2 月 26 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 2 月 26 日

伊賀市告示第 157 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として次の施設を確認したので、同法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 確認の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

2 確認を行った特定子ども・子育て支援施設等

提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	施設等の種類
田上 由布子	どんぐり子育てサポート	伊賀市新堂 568 番地 7 フォルシュドライシュ ハコ 106	認可外保育施設

伊賀市告示第 158 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
佐那具駅構内営業運営委員会
伊賀市外山 281 番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営佐那具駅駐
車場の駐車料金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 16 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 159 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
J R 島ヶ原駅を守る会
伊賀市島ヶ原 5771 番地の 2
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営島ヶ原駐
車場の駐車料金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 5 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 160 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
医療法人グリーンズウッド
三重県名張市希中央 4 番町 2 番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市病児保育事業実施要綱（令和 2 年伊賀市告示第 273 号）第 11 条第 1 項に規定
する病児保育利用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 31 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 201 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社 WOLVE HAND	大阪府大阪市西区南堀江 3 丁目 7-22
廣岡動物病院	伊賀市緑ヶ丘本町 1672 番地の 2
上野犬猫病院	伊賀市四十九町 2125 番地の 3
中島獣医科病院有限公司	三重県名張市桔梗が丘 6 番町 1 街区 8 番地
つつじが丘動物病院	三重県名張市つつじが丘南 8 番町 113 番地
鴻之台動物病院	三重県名張市鴻之台 2 番町 101 番地
だいこくペットクリニック	三重県名張市東田原 1135 番地の 143
森浜獣医科	伊賀市阿保 1322 番地
鹿深獣医科病院	滋賀県甲賀市甲賀町大原市場 936 番地
さくらペットクリニック	伊賀市平野東町 14 番地の 1
勝田動物診療所	伊賀市波敷野 117 番地
百合が丘動物病院	三重県名張市百合が丘西 1 番町 61

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）第 2 条及び狂犬病予防法（昭和
25 年法律第 247 号）第 4 条第 2 項に規定する犬の登録手数料並びに伊賀市手数料条例
第 2 条及び狂犬病予防法第 5 条第 2 項に規定する狂犬病予防注射済票の交付手数料

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

伊賀市告示第 202 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

- (1) 株式会社百五カード
三重県津市栄町三丁目 123 番地の 1
- (2) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号
- (3) 株式会社中部しんきんカード
愛知県名古屋市中区錦一丁目 4 番 6 号
- (4) 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル
- (5) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
- (6) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン
- (7) PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- (8) 株式会社 JR 東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8 SOUTH GATE 新宿 9 階
- (9) 株式会社 DMC aizu
福島県猪苗代町字葉山 7105 番地

- (10) 株式会社ユニメディア
東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20F
- (11) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- (12) GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス
- (13) アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒1丁目8-1 アルコタワー

2 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類

伊賀市ふるさと応援寄附金に関する収入

3 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月1日

伊賀市告示第 205 号

伊賀市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を廃止する告示
伊賀市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱（令和4年伊賀市告示第213号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 206 号

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱（平成 18 年伊賀市告示第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「理事」を「健康福祉部こども政策担当理事」に改める。

別表中「住民自治推進課長」を「地域政策課長」に、「住宅課長」を「住宅政策課長」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 135 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 17 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

鈴鹿区

代表者の氏名 矢澤 重満

代表者の住所 伊賀市玉瀧 8095 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 矢澤 重満

新代表者の氏名 川上 善幸

旧代表者の住所 伊賀市玉瀧 8095 番地

新代表者の住所 伊賀市玉瀧 7466 番地の 16

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 136 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 20 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
近鉄ファシリティーズ株式会社三重支店
三重県津市大門 7 番 15 号
- 2 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例（平成 23 年伊賀市条例第
23 号）第 10 条第 2 項に規定する駐車場の使用料及び同条例第 11 条第 1 項に規定する
前売駐車券の販売収入金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月 2 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 8 年 3 月 4 日

伊賀市告示第 137 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 128 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

岡田区

代表者の氏名 森岡 茂樹

代表者の住所 伊賀市岡田 182 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 稲田 和久

新代表者の氏名 森岡 茂樹

旧代表者の住所 伊賀市岡田 197 番地

新代表者の住所 伊賀市岡田 182 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 138 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 23 年伊賀市告示第 128 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

腰山区

代表者の氏名 中森 正文

代表者の住所 伊賀市腰山 854 番地 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森田 幸憲

新代表者の氏名 中森 正文

旧代表者の住所 伊賀市腰山 524 番地

新代表者の住所 伊賀市腰山 854 番地 1

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 139 号

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 4 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱を廃止する告示

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 121 号）は、
廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。

伊賀市告示第 140 号

伊賀市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月22日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険脳ドック事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第120号）の一部を次のように改正する。

第3条中「伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第121号）第1条に規定する簡易人間ドック又は」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月22日から施行する。

伊賀市告示第 141 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年青山町告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

下川原区

代表者の氏名 西山 嘉一

代表者の住所 伊賀市下川原 473 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 西山 正彦

新代表者の氏名 西山 嘉一

旧代表者の住所 伊賀市下川原 521 番地

新代表者の住所 伊賀市下川原 473 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 5 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 142 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 29 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

東条区

代表者の氏名 中森 敏彦

代表者の住所 伊賀市東条 95 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藤森 佳治

新代表者の氏名 中森 敏彦

旧代表者の住所 伊賀市東条 142 番地の 5

新代表者の住所 伊賀市東条 95 番地の 1

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 143 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年上野市告示第 54 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

古郡区

代表者の氏名 藤森 吉昭

代表者の住所 伊賀市古郡 702 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 東瀬 正範

新代表者の氏名 藤森 吉昭

旧代表者の住所 伊賀市古郡 428 番地

新代表者の住所 伊賀市古郡 702 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 144 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 12 年上野市告示第 87 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

大谷区自治会

代表者の氏名 中森 哲治

代表者の住所 伊賀市大谷 848 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 杉森 与平

新代表者の氏名 中森 哲治

旧代表者の住所 伊賀市大谷 764 番地

新代表者の住所 伊賀市大谷 848 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 145 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 23 年伊賀市告示第 7 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

桂区

代表者の氏名 藤永 昌人

代表者の住所 伊賀市桂 43 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藤永 正義

新代表者の氏名 藤永 昌人

旧代表者の住所 伊賀市桂 48 番地

新代表者の住所 伊賀市桂 43 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 3 月 29 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 146 号

伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市不適切な事務処理等の公表に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市の市長部局における不適切な事務処理等（指定管理業務及び委託(委任)業務における場合を含む。）について、公表を原則とすることにより、行政の透明性を確保し市民との信頼関係を築くとともに、再発防止を図り、より一層の情報開示を進めるために必要な事務処理の手順等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不適切な事務処理等 不適切な事務処理、個人情報の漏洩及び職務上の法令違反をいう。
- (2) 不適切な事務処理 次に掲げる要件を全て満たす事象をいう。
 - ア 事務処理における確認不十分、不注意等を主たる原因とする所期の目的と異なる結果を生起させた事象
 - イ 手順を定めて遵守することにより、防止が可能である事象
 - ウ 市民の権利、利益又は生活に具体的な影響を与え、又は与えるおそれのある事象
- (3) 個人情報の漏洩 事務の過程又は結果において、個人情報の漏洩が生じた事象
- (4) 所属長 不適切な事務処理等のあった業務又は不適切な事務処理等を行った職員が所属する課等の長をいう。
- (5) 所管部局長 不適切な事務処理等のあった業務又は不適切な事務処理等を行った職員が所属する課等を所管する部局の長をいう。
- (6) 判明日 不適切な事務処理等の事実が確定した日をいう。

(公表の対象)

第3条 不適切な事務処理等の公表は、別表第1に定める公表区分に応じて行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 公表することが市民等関係者に不利益をもたらすおそれがあるとき。
- (2) 公表することが捜査、裁判等に支障を来すおそれがあるとき。
- (3) 当該不適切な事務処理等の原因が、当市以外の者に起因するとき。
- (4) 伊賀市職員の懲戒処分等の公表基準（平成19年伊賀市訓令第44号）の対象となるとき。

（公表の決定）

第4条 所属長は、所属内における不適切な事務処理等が判明したときは、直ちに市長・副市長報告書（別記様式。以下「報告書」という。）により、市長、副市長その他別表第2に掲げる職にある者への報告を行わなければならない。

2 所管部局長は、前項の規定により報告を受けたときは、当該不適切な事務処理等について、第3条に規定する公表区分を決定しなければならない。

3 所属長は、公表に当たって必要があるときは、関係する団体及び個人に事前の了承を得るものとする。

（個別公表）

第5条 不適切な事務処理等のうち前条第2項の規定により個別公表と決定したものの公表は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公表は、報道関係者への資料提供及び市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載により行う。
- (2) 所属長は、当該不適切な事務処理等の内容に応じて、判明日から10開庁日以内の適切な時機に公表を行う。
- (3) 所属長は、公表の日の前日（不適切な事務処理等の内容により至急に公表する必要がある場合は、公表の日）までに報告書及び公表に用いる資料を作成し、総務課長に提出する。
- (4) 報道関係者への資料提供は、所属長が行う。
- (5) ホームページへの掲載は、総務課長が行う。
- (6) 公表に関する問合せの対応は、所属長が行う。

（一括公表）

第6条 不適切な事務処理等のうち第4条第2項の規定により一括公表と決定したものの

公表は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公表は、ホームページへの掲載により行う。
- (2) 所属長は、判明日から 10 開庁日以内に報告書を作成し、総務課長に提出する。
- (3) 総務課長は、前号の規定により提出された報告書を種類ごとに区分し、原則として毎月 15 日に、判明日が前月であるものをホームページに掲載する。
- (4) 公表に関する問合せの対応は、原則として所属長が行う。

(再発防止策の対応等)

第 7 条 所属長は、内部リスクを整理し必要な再発防止策を講じるとともに、内部統制基本方針に基づき適切に処理するものとする。

2 総務課長は、第 5 条及び前条の規定により公表した不適切な事務処理等に係る報告書の写しを、公表後速やかに行政改革課長に提出するものとする。

(文書の保存年限)

第 8 条 別記様式の保存年限は、1 年とする。ただし、別に定めた場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

公表区分	要件
個別公表	(1) 100 人を超える個人情報の漏洩があったもの (2) 特に秘匿性の高い個人情報の漏洩があったもの (3) 今後、被害拡大又は二次被害のおそれがあるもの (4) 市民等の生命、身体又は財産に深刻な影響を与えたもの (5) 市民又は社会に原状回復しがたい影響を与えたもの (6) 関係者への説明が個別に行い難いもののうち、市民等への速やかな注意喚起が必要なもの (7) 故意又は重大な過失による誤った事務処理があったもの (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が公表すべきと判断するもの
一括公表	個別公表の要件に該当しないもの

別表第 2 (第 4 条関係)

政策調整統括参与 総合危機管理統括参与 所管部局長 未来政策部次長 未来政策
部秘書広報課長 総務部長 総務部次長 総務部人事課長 (人事案件の場合のみ)